

(公印省略)  
令和6年9月3日

保護者様

群馬県立前橋工業高等学校  
同窓会長 岩上 憲布

前橋工業高校同窓会奨学金について（お知らせ）

初秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、平素から同窓会の活動に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、同窓会では、経済的理由により学業継続が困難であると認められる在校生に対し、その修学資金の一部を援助することを目的とし、下記のとおり前橋工業高校同窓会奨学金を給付しています。  
つきましては、奨学金の給付を希望する方は、申請書に必要書類を添付の上、**9月20日（金）**までに事務室へ提出してください。

記

- 1 給付金額は、**年額3万円**とします。
- 2 **給付された奨学金は、特別な場合を除いて、返済の義務を免除します。**  
\*ただし、将来本同窓会に対し応分の寄付等を行うことは妨げません。
- 3 給付対象者の数は全日制・定時制併せて10名を予定しています。  
\*申請人数が定員を超えた場合は、選考となります。
- 4 申請資格者は、以下のいずれかに該当するものとします。  
(1) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を全額受給している者。  
(2) 保護者全員の「令和6年度の市町村民税の所得割額」の合計が51,300円未満である者。（概ね年収350万円未満程度）  
(3) 以下の様な事情等により会長が必要と認めた者。  
①災害等の事由によって住家を失った。  
②その他（農業災害・両親死亡・児童養護施設入所者等）  
※なお、生活保護法による高等学校等就学費の給付を受けている者は対象外です。  
※申請には(1)～(3)に該当することを証明する書類の添付が必要です。
- 5 **奨学金の給付を希望する者は、申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、9月20日（金）までに事務室へ提出してください。**  
※申請書は事務室にあります。希望者は窓口の空いている時間に取りにきてください。  
（平日8:30～17:00）
- 6 校長の推薦に基づいて奨学金審査委員会が審査し、給付者を決定します。  
結果は11月下旬に通知します。
- 7 奨学金受給生が在学中次に該当した場合には、奨学金の返還を求める場合があります。  
(1) 経済状態が著しく改善された場合  
(2) 奨学金審査委員会が給付不適切であると認めた場合
- 8 この申請について不明な点等があれば、事務室までお問い合わせください。

〔 担当 前橋工業高校事務室（糸井）  
電話 027-264-7100（平日8:30～17:00） 〕